

令和３年度 第３回八幡地域協議会 会議要録

日 時：令和３年８月２５日（水） １９時００分 ～ ２０時１５分

場 所：郡上市総合文化センター多目的ホール

出席者：（八幡地域協議会委員）

先山祥一、和田 肇、山下優子、可児隆一、加藤徳光、鷺見耕平、石田 克、
村瀬正人、細川竜弥、池戸郁夫、武藤里恵、後藤正和
（オブザーバー）

本田教治、田中義久、田代はつ江、渡辺友三
（事務局）

清水八幡振興統括、入木田企画課長、永瀬政策推進課長、前田政策推進課係長、
古田政策推進課主任

欠席者：（八幡地域協議会委員）

戸田和昭、石山加代子、兼山勝治、益田孝之、山田篤司、河合 研、羽田野哲夫

（開始 １９時００分）

進行：永瀬課長

１．あいさつ

清水統括

岐阜県にも緊急事態宣言が出されることとなるが、引き続き取り組みにご協力をお願い申し上げます。本日は地域振興計画（案）についてご協議いただくことになるのでより
しくお願い申し上げます。

先山会長

日頃の地域の活動について新型コロナウイルス感染症拡大の影響でご苦労なさっていると思う。本日の会場使用についても２１時まで、明後日からは２０時までということになるということで、スムーズな進行にご協力お願い申し上げます。

２．報告事項

１）過疎地域持続的発展計画について

入木田企画課長

令和３年４月１日、明宝地域、和良地域に加え、八幡地域、美並地域が新たに過疎地域として指定された。その背景から説明する。

新過疎法における過疎地域の要件は、「人口要件」及び「財政力要件」からなっている。「人口」の要件がいくつかあるなかで、「長期要件」、昭和50年と平成27年を比べて28%以上の人口減少という要件があり、八幡は29%の減少となっている。このことにより該当となった。

もう一つ「財政力要件」は市全体の財政力を見るものである。0.51以下という数値があるが、郡上市は0.31であることから該当する。

この2つの要件に該当することから過疎地域となった。

ちなみに美並地域については、「長期要件」には該当しなかったが、「中期要件」という平成2年からの人口要件で該当となった。

過疎地域に指定されたことによるメリット、デメリットであるが、メリットとしては、過疎債という有利な起債を活用できることがある。また、企業等の設備投資において従来の新增設に加え改築・修繕も対象に税法上の優遇措置を受けられる。そのほかに公立小中学校、保育所等の整備に対して国庫補助の嵩上げがある。

デメリットについて、過疎地域に指定されたことによる制約等はないが、八幡地域は合併における市の中心地域であり、市街地を中心に都市計画区域に指定されている地域であるため、イメージとしての部分でどう影響してくるかはわからない。

過疎債については、国の過疎債発行枠が大幅に増えたわけではないため、今回八幡及び美並地域が加わったことで実際にどの程度活用できるかは不透明である。

優遇措置をうけるにあたって、今日お配りした過疎計画を作成する必要がある。中身について詳しく説明はしないが、現状、対策、計画を記載している。地域性がわかる部分は八幡、美並、明宝、和良に分けての記載があるが、医療等全般的になるものについては総合して書いている。ただし、すべて載せられているわけではなく、今後事業が固まり次第追加していくことになる。

八幡が過疎地域に至った経緯で一番大きいのは、市街地の人口減少がある。減少率が30%となっている。こうした人口減少があった中で図らずも過疎地域になってしまった。人口減少対策を進めていくということもあるが、過疎債等を活用しながら事業を進めて参りたいと思うのでよろしくお願いします。

委員①：何かご意見はあるか。ないようなので報告事項は以上とする。

3. 協議事項

委員①：つづいて協議事項について説明をお願いします。

事務局：（資料について説明）

委員①：今の説明について、ご意見はあるか。

委員②：「郡上踊」「郡上踊り」「郡上おどり」とあるが、意図はあるのか。

事務局：国重要無形民俗文化財がつくと「郡上踊」、保存会は「郡上踊り保存会」、それ以外は「郡上おどり」としている。

委員③：「地域運営プラン」という言葉が新しくでてきたと思う。21ページに「サブエリアを5つに分けて設定」とあり、21ページに、「住民主体の地域計画を作成し、それを協議、実行していく「地域運営組織」の形成を促していく」とある。市街地について伺うが、22ページのエリアの特性に「南部・北部・東部に自治会が分かれ」、さらに「小野地区には」とある。「地域運営組織」「地域運営プラン」は、どういう範囲を想定しているのかをお聞きしたい。

事務局：郡上市の小さな拠点とネットワークのエリア設定は、市全体で14エリアとしており、八幡地域は小学校区で5つのサブエリアに分けているが、住民の方々の話し合いの中で、例えば八幡の市街地エリアにおいて、市街地と小野地区は分けて地域運営を行っていくとなった場合、そこは柔軟に対応していくつもりである。地域コミュニティを考えた時に、これまでの歴史や文化もあり、エリア設定とは異なった範囲で「地域運営組織」や「地域運営プラン」を作っていくこともあるということでご理解をいただきたい。

委員①：意見と回答で「稚鮎放流」とあり、地域振興計画10ページには「稚魚放流」とあるが、どういうことか。

事務局：説明は「稚鮎」であったが「稚魚放流」が正しい。

委員①：16ページの「郡上八幡文化協会活動への支援」とあるが、「文化協会」への支援なのか。文化活動というのはほかにもあるが。

事務局：教育委員会と相談し、広く八幡地域の文化活動への支援ということで「協会」をとって表現するかを検討する。

委員①：郡上八幡文化協会だけを支援しているかのように感じたのでお聞きした。それではよろしく願います。

委員④：シニアクラブが34団体から17団体となっており、入会者や団体が少なくなっている。郡上市全体の課題であるが、八幡が一番減少しているという中でその内容がないことが残念である。

事務局：総合計画にシニアクラブ支援の記載がある。八幡地域振興計画に入れるかどうかは検討させていただく。

委員①：人口推移をみていくと特に小那比は生産年齢人口も非常に少なくなっており、今後ど

うしていくのかということは地域ごとで課題があり大変かと思う。
その他ご意見なければ協議事項は以上とさせていただく。
つづいて「4. その他」について事務局よりあればお願いする。

4. その他

事務局：24ページの相生エリアの公共交通についてであるが、「宇留良発・郡上市役所行」を「宇留良発・西乙原経由・郡上市役所行」と訂正させていただく。

5. オブザーバー講評

オブザーバー①：委員④から話があったシニアクラブの問題だが、愛宕町も町内には100人ほどのシニアがおり、自分も加入していたが、2, 3年前に解散となった。シニアクラブについては何らかの形でこの計画の中に入れていただいて地域ごとにやっていくといいかと感じたのでご検討いただきたい。

オブザーバー②：和良の地域協議会と総務常任委員会の意見交換会がある予定で、和良では何をやっているのかということを知りたいと思ったのだが、コロナ禍で延期となった。八幡の地域協議会は活発に活動されており頭が下がる。

オブザーバー③：総合計画に伴って地域振興計画を作成するにあたり、たくさんの意見としっかりとした回答のやりとりがあり、短い時間だが、良かったと思う。せつかくの地域振興計画なので、データを見ながら地域のことを考えられると良いし、追加したいこともあると思うので多くの人に見ていただけると良い。

過疎地域指定の話もあったが、過疎地域の特別対策というのは、人口減少地域に財源等いろいろな手立てをしていただき大いに取り組んでいける制度であるのでこの過疎地域持続的発展計画が生きていくと良いと思う。77ページ以降のソフト事業の記載については、今まである事業を載せているが、足りないから過疎地域に指定されることになったので、新しい事業を起こしていこうと相談をして盛り込んでいけたらと思っている。

オブザーバー④：八幡地域振興計画は、文字の大きさも適度で読みやすく作られている。過疎の計画は文字が小さいが作るのに時間がかかっているであろうと感心した。過疎地域というと限界集落という言葉もあるが、65歳以上が50%以上だと限界集落と言われる。しかし今は70、80歳になっても元気であり、郡上市については「限界」を「元気」に変えて、「元気集落」を目標に進んでいきたいと思う。

閉会

(閉会 20:15)